

このうち、直近2年間に収入未済額が4億4,901万1,535円と大幅に増加しており、過去5年間に於ける増加額の大部分を占める状況となっていた。これらの内訳は、平成22年度決算時には平成21年度決算時に比較して1億6,084万3,386円が増加しており、これは一般会計における県補助金返還金関係1億5,184万4,000円の増加が主な要因となっている。また、平成23年度決算時には、平成22年度決算時に比較して2億8,816万8,149円が増加しているが、これは一般会計における公正入札違約金1億162万1,221円、土砂崩落にかかると原因者負担金関係1億8,985万7,035円の増加が主な要因であった。

(2) 収入未済額の部局別の状況

収入未済額の部局別の状況は、次表のとおりである。

表2

(単位：円)

部局名	公法上私法上の債権の債権		私法上の債権		合計	
	細部数	細部数	平成22年度決算時	平成23年度決算時	平成22年度決算時	平成23年度決算時
知事政策局	0	0	0	0	0	0
企画県民部	0	0	0	0	0	0
リニア交通局	0	0	0	0	0	0
総務部	3	0	3,076,615	2,003,015	3,076,615	2,003,015
福祉保健部	6	20	65,613,261	61,132,475	205,530,153	271,143,414
森林環境部	3	6	234,505,445	214,789,825	43,142,814	138,150,640
産業労働部	4	1	203,750,270	177,387,020	41,281,440	245,031,710
観光部	0	0	0	0	0	0
農政部	0	3	0	0	152,282,564	185,454,001
県土整備部	5	6	2,410,793	45,761,491	404,697,045	582,857,309
出納局	1	0	97,740	0	0	97,740
企業局	0	1	0	0	15,279,771	15,945,623
議会事務局	0	0	0	0	0	0
行政委員会	0	0	0	0	0	0
教育委員会	3	5	2,206,500	1,666,100	22,401,940	35,830,942
公安委員会	2	1	157,900	46,500	656,500	456,500
計	27	43	511,818,524	502,786,426	885,272,227	1,192,472,474

※ 細部数は、県予算科目により整理している。

(3) 収入未済額の債権別の状況

① 収入未済額の債権別の状況

収入未済額の債権別の状況は、93種類の債権が70所属において、延べ1533件管理されており、その詳細は、末尾記載の別表「収入未済額の債権別の状況」とおりである。

平成23年度決算時における収入未済額16億8,525万8,900円のものには次のとおりで、これら7種類の債権で、収入未済額の80.3% (13億5,337万9,467円) を占める状況となっていた。

- ・県営住宅使用料 4億 248万1,210円 (23.9%)
- ・廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用 1億9,989万4,755円 (11.9%)
- ・土砂崩落にかかると原因者負担金関係 1億8,985万7,035円 (11.3%)
- ・産業集積促進助成金に係る返還金を含む県補助金返還金 1億5,591万8,804円 (9.3%)
- ・農業改良資金関係 1億5,070万2,905円 (8.9%)
- ・母子寡婦福祉資金関係 1億4,899万7,528円 (8.8%)
- ・公正入札違約金を含む違約金及び延納利息 1億 552万7,230円 (6.3%)

② 平成22年度決算時における収入未済額の処理状況

平成22年度決算時における収入未済額 (以下「滞納繰越額」という。) の総額は、13億9,709万751円であったが、この収入未済額が平成23年度中にどのように処理されたか確認したところ次のとおりであった。

- ・平成22年度決算時 13億9,709万 751円 (100.0%)
- ・平成23年度中処理額 1億6,343万1,953円 (11.7%)
- ・平成23年度未処理額 12億3,365万8,798円 (88.3%)

処理額の内訳	
平成23年度中収納額	1億2,408万6,975円 (75.9%)
平成23年度中調定減額	55万4,706円 (0.3%)
平成23年度中不納欠損額	3,879万 272円 (23.7%)

平成23年度中に収納等の処理がされた滞納繰越額は、滞納繰越額総額の11.7% (1億6,343万1,953円) に留まっている状況となっていた。約14億円の滞納繰越額に対して、1年間取り組んだ結果が1億6千万円余の処理という、いかに滞納繰越額への対応が難しいものであるかがわかる結果となった。今後とも、収入未済の新規発生を防止し、収入未済が発生した場合には、解消に向けた早期対応が必要である。

(4) 収入未済額の公法上の債権・私法上の債権の分類

収入未済額の公法上の債権・私法上の債権の分類の状況は、次表のとおりである。

山梨県債権管理ガイドラインに定める延滞債権管理簿を作成せず、債務者の基本情報、債権に係る情報、交渉記録に係るそれぞれの書類やデータを担当者が個別に管理している事例が見受けられ、結果として当該担当者しか利用することができない管理状況となっているものがあつた。
延滞債権管理簿を保管、記録、活用することにより、延滞債権への対応の進捗状況の確認、交渉経過を踏まえた所属としての対応方法の意思決定、また、所属内における情報共有、担当者の事務引継が効果的に行えるものであることから、延滞債権管理簿を整備する必要が何故あるのかを再度認識するなかで、その整備記録にあつては特段の留意を払われたい。

② 延滞債権管理簿の記録を確実に行うべきもの

延滞債権管理簿の記録状況について確認した結果は次のとおりであり、2年以上交渉記録がないものが30件(27.0%)認められた。
なお、①で延滞債権管理簿が作成又は一部作成されている111件を対象としている。(③も同じ。)

○ 延滞先との交渉の状況	
・最近2年間の交渉記録の記載がある	81件(73.0%)
・2年以上交渉記録が記載されていない	30件(27.0%)
合計	111件

2年以上交渉記録がない理由としては、債務者が行方不明というものが多く、市町村等に住所調査を行っているにもかかわらず住所に変更がなかったとして、入手した住民票をそのまま綴込み、延滞債権管理簿への記載がない事例があつた。

住所調査等の調査結果を含めて、債務者等に係る調査や債務者との交渉記録について確実に延滞債権管理簿に記載し、記録として残すことが必要である。

③ 延滞債権管理簿の情報を所属内で共有化を図るべきもの

延滞債権管理簿の所属内の確認(回覧)等の状況について確認した結果は次のとおりであり、所属内(所属長等)の確認がされていないもの、一部されていないものが31件(27.9%)認められた。

○ 延滞債権管理簿の所属内(所属長等)確認状況	
・所属内(所属長等)の確認がされている	80件(72.1%)
・一部所属内(所属長等)の確認がされている	8件(7.2%)
・所属内(所属長等)の確認がされていない	23件(20.7%)
合計	111件

延滞債権管理簿の所属内の確認により、所属として延滞債権への対応の進捗状況、担当者の債務者への対応状況、債務者からの要求・要望を把握し、有効な対応策の決定が行えることだけでなく、担当者のみが状況を把握しているという状態が続くことによる担当者への過度の負担を軽減する意味でも、個人情報等に配慮したうえで、延滞債権管理簿を利用した所属内での情報の共有化を図る必要がある。

(2) 債務者に対する督促及び回収の状況について

① 督促状の発付等法令に基づき厳正な債権管理の執行を行うべきもの
※127債権のうち督促状の発付対象年度でない28債権を除いた99債権を対象としている。

督促状の発付状況について確認した結果は次のとおりであり、26件(26.3%)の債権において、発付されていない、又は一部発付されていないが、発付されている場合でも納期限後20日以内に発付されていないものも25件(25.3%)が認められた。

・全て納期限後20日以内に発付されている	48件(48.5%)
・全て発付しているが、一部発付が遅延している	25件(25.3%)
・一部督促状を発付していないものがある	9件(9.1%)
・督促状を発付していない	17件(17.2%)
合計	99件

督促状の発付については、「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」(以下「督促規則」という。)で、納期限後20日以内に督促状を発付することとされているが、督促規則に従って処理されていた債権は48件(48.5%)に留まっていた。

督促状を発付することにより、地方自治法で規定される時効の中断の効力があることはもちろん、実質的に債務者に対して、県が法令等に則り処理を進めていくことの意味表示としても確実な発付を行う必要がある。

法令等に基づき厳正な債権管理の執行を行い、計画的かつ効率的な債権回収に取り組むことにより収入未済額の圧縮に努められたい。

なお、県営住宅使用料などにおいては、督促状の発付件数も多量になることから、一部遅延して発付していた例が見受けられた。

督促規則とおりの対応が行えるよう、処理のあり方等について検討が必要である。

② 債務者行方不明の場合の定期的な状況把握を行うべきもの

行方不明者がいる債権の住所調査等の実施状況を確認した結果は次のとおりであり、債務者のなかに行方不明者がいる40件のうち、13件(32.5%)について住所調査等が実施されていない、又は一部実施されていないが、

○ 債務者のなかに行方不明者がいる	
・住所調査等を実施している	27件(67.5%)
・一部住所調査等を実施している	3件(7.5%)
・住所調査等を実施していない	10件(25.0%)
合計	40件

住所調査等が実施されていない債権のなかには、過去に住所調査を行ったが住民票等を手詰りした状態となっているものも認められたが、債権管理を行ううえで、個人、法人を問わず定期的に住民票、登記事項証明書を取得し、状況の把握をしていく必要がある。
なお、調査結果については、延滞債権管理簿への記載を確実に行われたい。

③ 債務者死亡の場合の相続人調査を行い状況把握を行うべきもの

債務者死亡の場合の相続人調査の実施状況について確認した結果は次のとおりであり、債務者が死亡している債権32件のうち、11件(34.4%)について相続人調査が実施されていない、又は一部実施されていた。

- 債務者のなかに死亡している者がいる
 - ・相続人調査を実施している 21件 (65.6%)
 - ・一部相続人調査を実施している 3件 (9.4%)
 - ・相続人調査を実施していない 8件 (25.0%)
- 合計 32件

相続人調査が実施されていない債権については、その後の催告等も行えないまま放置されている事例が認められた。時効期限を確認するなかで、的確に相続人調査を実施し、状況の把握をしたうえで相続人に対して請求等を行う必要がある。なお、調査結果については、延滞債権管理簿への記載を確実に行いたい。

④ 債務者の財産調査を行い状況把握を行うべきもの

財産調査の実施状況について確認した結果は次のとおりで、財産調査を実施している債権は26件(20.5%)に留まっていた。

- 財産調査の実施状況
 - ・債務者の財産調査を実施している 26件 (20.5%)
 - ・一部債務者の財産調査を実施している 7件 (5.5%)
 - ・債務者の財産調査を実施していない 94件 (74.0%)
- 合計 127件

財産調査を実施していない債権については、私法上の債権のため調査ができないと回答してきた所属もあった。強制徴収できない公法上の債権や私法上の債権の場合は、財産調査の根拠法令がなく任意調査として実施され、調査先からの回答も調査への協力という形のみで得られてくるという事情があるが、可能な限り財産調査を行い、債務者の状況把握に努める必要がある。

なお、調査結果については、延滞債権管理簿への記載を確実に行いたい。

⑤ 効果的な方法により定期的に催告を実施すべきもの

催告の実施状況について確認した結果は次のとおりであり、催告の実施状況については、40件(31.5%)の債権において、実施されていない、又は一部実施されていた。87件(68.5%)の債権においては実施されており、実施の方法は、文書、電話、面談等による催告の方法を併用していた。

- 催告の実施状況
 - ・全ての債務者に催告を実施している 87件 (68.5%)
 - ・一部の債務者に催告を実施している 25件 (19.7%)
 - ・催告を実施していない 15件 (11.8%)
- 合計 127件

○ 催告の方法 (複数回答)

- ・文書 93件
- ・電話 87件
- ・面談 (事情聴取、状況把握) 76件
- ・その他 (問い合わせ対応、訪問等) 6件

催告については、私法上の債権等で催告後6月以内に訴訟の提起等を行う場合以外には時効中断の効力はないものの、債務者に対する定期的な催告の実施は、納入交渉において大きな成果があると考えられる。必要に応じて、連帯保証人への催告も含めて、効果的な方法により催告を定期的に実施することが必要である。なお、催告の状況については、延滞債権管理簿への記載を確実に行いたい。

⑥ 分割納付の活用を検討を行うべきもの

分割納付の活用状況について確認した結果は次のとおりであり、59件(46.5%)の債権において活用がされていた。

- ・分割納付が活用されている債権 59件 (46.5%)
 - ・分割納付が活用されていない債権 68件 (53.5%)
- 合計 127件

分割納付が活用されている債権のうち、債務者から分割納付による支払計画書(債務承認書)を受けている事例が多数あった。交渉の過程での分割納付の活用は納入促進につながるものと認められ、また、支払計画書(債務承認書)の徴収については、時効中断の点においても有効な手段であると認められることから、債務者との交渉過程で検討することも必要である。

なお、私法上の債権又は強制徴収できない公法上の債権においては、債務者の資金状況に応じて地方自治法施行令第171条の6第1項の規定に基づき履行期限を延長する特約又は処分をすることができるところがあるので、状況に応じて検討をする必要がある。なお、分割納付活用に至った経緯については、延滞債権管理簿への記載を確実に行いたい。

⑦ 連帯保証人への催告を確実に実施すべきもの

連帯保証人の有無、連帯保証人への催告の実施状況について確認した結果は次のとおりであり、連帯保証人が指定されている、又は一部指定されている債権は48件(37.8%)となっていたが、延滞が発生した場合に連帯保証人への催告を実施しているものは、そのうちの28件(58.3%)に留まっていた。

- 当該債権にかかると連帯保証人の有無
 - ・いる 27件 (21.3%)
 - ・一部いる 21件 (16.5%)
 - ・いない 79件 (62.2%)
- 合計 127件

- うち連帯保証人への催告の実施状況
 - ・催告を実施している 5件 (10.4%)
 - ・一部催告を実施している 23件 (47.9%)
 - ・催告を実施していない 20件 (41.7%)
- 合計 48件